

レポート：現場に学ぶ医療福祉倫理

第2回「2013年10月2日：医療のために、法ができることを考えよう」

国際医療福祉大学大学院 東京青山キャンパス  
修士課程1年 学籍番号：13S1017  
氏名：遠藤 雅幸

大変貴重な講義をありがとうございました。法律の専門家は難しい話を難しく話すものと、勝手な思い込みをしていた自分を深く反省しました。先生のお話は大変分かりやすく、ユーモアも交えて下さり、お陰様で講義中に様々な考えを巡らせることができました。法律家ではない聴講者に出来るだけ分かりやすく伝えようとして下さる先生のお姿が、先生の「民のための法解釈を」という熱いメッセージと重なり、私自身の仕事に対する姿勢を見つめ直すきっかけとなりました。

私は、行政機関に勤務する公務員です。公務員がよく皮肉られるものとして「言い訳3ナイ」というものがあります。それは、住民の求めに応じない理由を「予算がナイ・前例がナイ・法律にナイ」ということで言い訳をする様子を揶揄するものです。勿論、全てがそうではありませんが、行政機関として法律に「書かれていない」ことを言い訳にしている現状が少なからずあることは認めざるを得ません。住民にとって、本当に必要な施策を「法律にナイ」という言い訳で片付けることの無いよう私自身を戒める思いでした。

先生のお話のなかで「法律は明確なものを示していない、だからこそ法解釈が必要になる」というものがありました。私は、法解釈は常に「常識的であること」が求められるように思います。多くの人にとって納得し得る「常識的な解釈」が、社会秩序や公共の福祉を保つ上では必要だと感じるからです。そして、常識的な解釈をするためには、様々な異なった環境や条件で生活をする人々の感情や日常生活を想像する「想像力」と「優しさ」が必要なのではないでしょうか。より多くの人にとって納得し得る法解釈は、より多くの人々の感情や生活、価値観を鑑みなければ出来ないことだと感じます。

その意味で最近、私の業務の中で感じた常識的な解釈に困惑してしまう法律があります。それは「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」です。このなかで、保護者制度を廃止することが規定されているわけですが、「保護者の同意」ではなく「家族等の同意」という規定にすり替わっているため、精神科医療の現場や精神障害者の当事者にとって大きな混乱を招く内容になっていると感じます。詳しく言及することはしませんが、本日の講義を心にとめつつ、平成26年4月1日施行日までに私自身に何ができるかを考えてみようと思います。

貴重なご講演ありがとうございました。

